

事務支援職員の給与等に関する細則

平成31年細則第35号
平成31年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、職員給与規程第1条の2第2号に規定する正規職員のうち年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の業務の実施支援のため専ら定期的・補助的な事務業務に従事する職員として管理運用法人との間で労働契約を締結した者（以下「事務支援職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 事務支援職員の任期は、5年を超えない範囲で理事長が定める。

2 前項において、理事長は、事務支援職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内（臨時職員から事務支援職員となった者は臨時職員となった日の属する月から起算する。）において、その任期を更新することができる。

(期限の定めのない正規職員への転換)

第2条の2 事務支援職員のうち、期限の定めのない正規職員の公募に応じ、職員採用細則第3条に規定する採用試験に合格した者については、期限の定めのない正規職員に転換することができる。

(給与)

第3条 事務支援職員の初任給、昇格、昇給等の実施細則（以下「初任給等実施細則」という。）第3条別表1の等級別標準職務は、定期的な業務を行う職務に該当するものとし、その職務の等級は1等級とする。

2 新たに事務支援職員となった者についての本俸月額は、初任給等実施細則第10条から第14条までの規定にかかわらず、当該職員の業務量及び経験等を勘案し、理事長が決定するものとする。

(退職手当)

第4条 事務支援職員については、退職金を支給しない。

2 事務支援職員が、期限の定めのない正規職員へと転換した場合の職員退職手当支給規程第6条第2項の規定による在職期間は、事務支援職員となった日の属する月から起算する。

(細則の制定又は改廃等)

第5条 この細則の制定、変更又は廃止は理事長が定める。また、必要に応じて、理事長は本細則の下位規程を定める。

附 則

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 廃止前の事務支援職員の給与等に関する細則（平成 28 年細則第 2 号）の規定により行われた決定その他の行為は、この細則の相当する規定により行われた決定その他の行為とみなす。